

(その1)

収 支 報 告 書

- (ふりがな) とみんふぁーすとのかいにしたまだいいちしぶ
- 1 政治団体の名称 都民ファーストの会西多摩第一支部
- 2 主たる事務所の所在地 〒205-0011 東京都羽村市五ノ神1-4-5ビューシャトル101
- 3 代表者の氏名 清水 康子
- 4 会計責任者の氏名 清水 康子
- 5 令和 3 年分

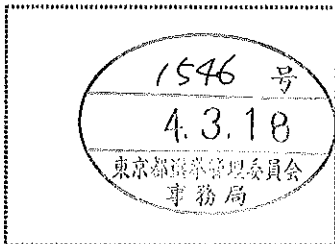
団体コード	0	2	9	0	0	8	2	9	1	0	2	0	9	2
前年繰越額	0 円													

事務担当者の氏名 清水 康子

電話番号 042-578-8305

受 付	審 査	確 認
	✓	
消 込	パンチ	照 合
済		

315040



※該当箇所に ☒ すること。

政治団体の区分	
☐ 政 党	党
☐ 政 党 の 支 部	
☐ 政 治 資 金 団 体	
☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
☐ そ の 他 の 政 治 団 体	
☒ その他の政治団体の支部	
活動区域の区分	
東京都内	

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	☒ 無
公職の種類 (現・候)	
資金管理団体の届 出をした者の氏名	

(※) 資金管理団体の指定の期間				
平成	年	月	日	から
平成	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1 号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2 号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補 者の氏名	
公職の種類 (現・候)	

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間				
平成	年	月	日	から
平成	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

都 団 体 用

収 支 の 状 況

(その2)

項 目	金 額	項 目	金 額
I 収 入 総 額 (1)～(2)の計	785,290	II 支 出 総 額 1～2の計	785,290
(1) 前年からの繰越額	0	1 経常経費の合計 (1)～(4)の計	479,737
(2) 本年の収入額 1～6の計	785,290	(1) 人 件 費	
1 個人の負担する党費又は会費		(2) 光 熱 水 費	22,714
(党費又は会費を納入した人の数)	人	(3) 備品・消耗品費	
2 寄附 (1)～(2)の計		(4) 事 務 所 費	457,023
(1) 寄附の区分 ア～ウの計		2 政治活動費の合計 (1)～(6)の計	305,553
ア 個人からの寄附		(1) 組 織 活 動 費	
(うち特定寄附)		(2) 選 挙 関 係 費	
イ 法人その他の団体からの寄附		(3) 機関紙誌の発行その他の	
ウ 政治団体からの寄附		事業費 ア～エの計	245,333
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		ア 機関紙誌の発行事業費	
(2) 政党匿名寄附		イ 宣伝事業費	245,333
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入		ウ 政治資金パーティー開催事業費	
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)		エ その他の事業費	
(1000万円以上の政治資金パーティー)		(4) 調 査 研 究 費	
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)		(5) 寄 附 ・ 交 付 金	60,220
(1パーティーで1人20万円超の支払)		(6) その他の経費	
(2のうち対価の支払いのあっせんによるもの)		備 考	
4 借 入 金	785,290		
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
6 その他の収入 (1)～(2)の計		III 翌年への繰越額 (I－II)	0
(1) 10万円未満のものの計			
(2) 10万円以上のものの計			

(その4)

(4) 借 入 金		
借 入 先	金 額	備 考
清水 康子	785,290	令和3年1月4日
こ の 頁 の 小 計	785,290	(注1) 12月31日現在で、一団体又は一個人からの100万円を超える借入金が残る場合は、(その17)に有と記載し、内訳として(その18)が必要です。 (注2) 合計は最終頁に記載してください。
合 計	785,290	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			宣伝事業費 (ポスター・ビラ・パンフレットの作成費)		
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
パンフレットの作成	245,113	3	6	8	不二オフセット㈱	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原5-7	
こ の 頁 の 小 計	245,113						
そ の 他 の 支 出	220						
合 計	245,333						

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政推進等)」を参照してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			寄附・交付金 (交付金)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
交付金	60,000	3	6	21	都民ファーストの会	東京都新宿区西新宿4-32-4 ハイネロフィ2階B2号室	
この頁の小計	60,000	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
その他の支出	220	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
合 計	60,220	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。					
		(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。					

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳							
支 出 項 目	金 額	年 月 日			交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
寄付・交付金	60,000	3	6	21	都民ファーストの会	東京都新宿区西新宿4-32-4 ハイツロフト12階B2号室	
この頁の小計	60,000	(注1) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限り）への支出があった場合、その14、その15に記載したうえで、支出項目を問わず1円以上のすべての支出を再掲するものです。合計は最終頁に記載してください。					
合 計	60,000	(注2) 支出項目は、その2（都団体）または、その13（全国団体）の項目と一致します。 例：組織活動費、寄附・交付金					

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

※有無について☑してください。

(注) 有に☐の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳		項目別区分			借入金
摘 要	金 額	年	月	日	備 考
清水 康子	5,407,071				

(注) その17で有に区の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 17 日

政治団体の名称 都民ファーストの会西多摩第一支部

会計責任者の氏名 清水 康子



(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代 表 者 の 氏 名



(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

(注3) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。